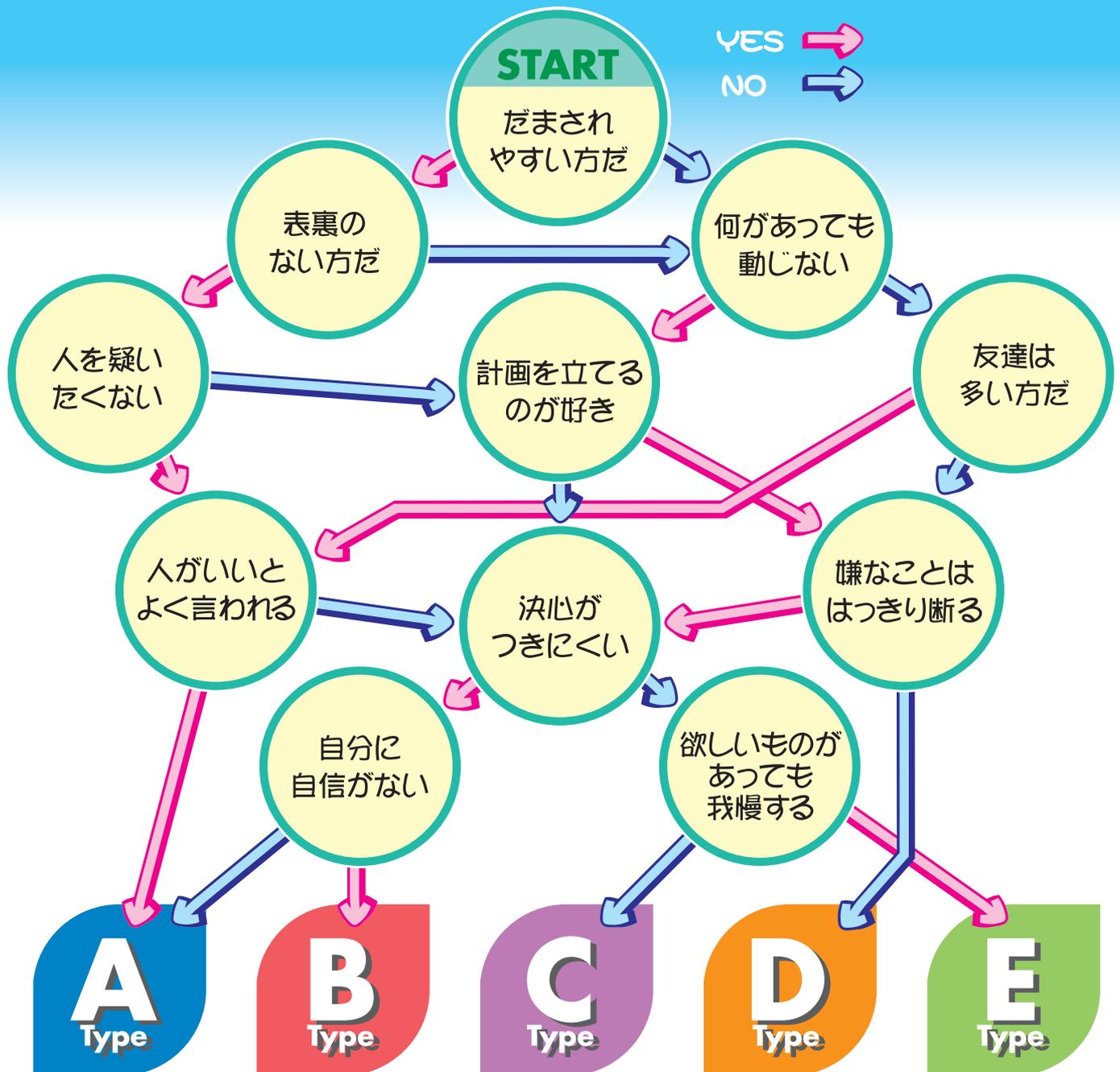


あなたは 大丈夫?!



こんな商法にご注意テスト!

世の中には、悪質な商法がいっぱい。あの手この手で、あなたを狙ってきます。
未然にトラブルを防ぐために、あなたが注意すべき商法を調べてみましょう。



A Type



嫌といえない お人好しタイプ

あなたは、とってもいい人です。お人好しで人をあまり疑わず、友達も多いのですが逆に他人に利用されることも…そんなあなたが注意すべき悪質商法は「マルチ(まがい)商法」や「キャッチセールス」です。

◆マルチ(まがい)商法

他人を販売組織に参加させたり物の販売等をさせるとあなたももうかりますよと誘い、その人に入会金や商品の購入等の負担をさせて、再販売や紹介販売等をさせる取引です。簡単に高収入が得られるような説明をしますが、現実にはそんなに甘くなく、お金だけでなく、友人も失うことに。

くらしの達人川柳 (平成15年度応募作品)

失うの? マルチごときで 友情を

◆キャッチセールス

街頭で「アンケートに答えてください…」等と声をかけ、その場や事務所に連れていき、化粧品やエステなどを強引に契約させる商法です。

くらしの達人川柳 (平成15年度応募作品)

やさしさの 笑顔の奥に 牙が見え

B Type



自分に自信が 持てないタイプ

あなたは、何をするときでも、あまり良信が持てない性格。常に何かコンプレックスを抱えているため、逆に「あなただけ」とか「選ばれた」といった優越感が持てる言葉に弱いようです。そんなあなたが注意すべき悪質商法は「アポイントメントセールス」です。

◆アポイントメントセールス

「あなたが当選しました」などと営業所や喫茶店などに呼び出し、何時間も勧誘。そして旅行等が割安になる会員権や付属品契約と称して高額の商品を強引に買わせる商法です。

また、出会い系サイトなどで知り合った異性から「会ってほしい」と誘われ、デート気分で出かけて、高額の商品を契約させられる手口もあります。

くらしの達人川柳 (平成15年度応募作品)

冷静に 甘い言葉に 裏がある

C Type



自己管理の 苦手なタイプ

あなたは、計画を立てて行動したり、自分自身を律することがとても苦手。でも、悪質商法のトラブルには巻き込まれにくいかもしれませんが。そんなあなたが注意すべきことは「クレジットカードの使い過ぎ」です。

◆クレジット利用の注意点

- 1.借金をしてまで買う必要があるのかよく考える。
- 2.無理なく支払える額の範囲内で、計画的に利用する。
- 3.カード会員規約をよく読み理解する。
- 4.カードの名義は絶対人には貸さない。
- 5.カードの盗難紛失に気付いたら、すぐカード会社と警察に連絡する。

くらしの達人五七五標語 (平成15年度応募作品)

必要か? しっかり確かめ 物買おう

D Type



自分の意志をはっきり 言えないタイプ

他人に対して自分の意見が言えず、頭ではわかっているもうまく丸め込まれてしまう。あなたは、そんな経験が何度もあったのでは…。控えめな性格といえば聞こえがいいですが、気が弱いということは自分でもよくわかりでしょう。そんなあなたが注意すべき悪質商法は「資格取得商法などの電話勧誘販売」です。

◆電話勧誘販売

職場や自宅に電話をかけ、「簡単に資格が取れる」「資格を取れば仕事を紹介する」と言って勧誘し、資格講座の受講や教材などの商品を強引に契約させますが、資格取得は難しく、仕事も紹介されません。また、「以前の契約が終了していない」と言って新たな契約を勧誘する手口もあります。

くらしの達人川柳 (平成15年度応募作品)
「いりません」 はっきり断る 勇気もつ

E Type



とりあえずは大丈夫？ なタイプ

あなたは、なかなかしつかり者。悪質商法などにはひっかかりにくいタイプです。でも、安心してはいけません。悪質業者もあの手この手、いろいろな手口を考えて来ます。今日は大丈夫でも、明日にはターゲットにされるかもしれないのです。用心することにこしたことはありません。

くらしの達人川柳 (平成15年度応募作品)
ちょっと待て 「私に限って」 その油断

悪質業者から身を守るための

6つの心得



1 見知らぬ人からの親しげなメールや電話、接近に注意！

2 あまい言葉にご用心。世の中にうまい話はない！

3 預貯金、家族構成などのプライバシーはあかさない！

4 納得できるまで説明を受けて、署名や押印は慎重に。契約書は必ず受け取り大切に保存しておく！

5 「結構。」「いいです。」といったあいまいな言葉は使わない。必要なければキツパリ断る！

6 一人で決めず、契約前に家族や身近な人、市民生活センターに相談する！

私たちはだまされない！

しまった!

悪質商法に
ひっかかって
しまった...

そんな時...あなたを守る 正義の味方

クーリング・オフ制度 とは?

訪問販売や電話勧誘販売などで3,000円以上の契約をした場合、
契約書を受け取った日を含めて**法定期間内なら無条件で解除**できます。

解除の通知は必ず書面で!!

電話では証拠が残りませんので、必ず配達記録郵便で出しましょう(郵便局で受付)。法定期間内に発送すればよく、相手に着くのはそれ以降になってもかまいません。クレジット契約の場合は、クレジット会社へも書面を送りましょう。

はがきの表裏をコピーし、配達記録郵便の受領書といっしょに保管しましょう。
内容が複雑な場合は、内容証明郵便にする方法もあります。



クーリング・オフ期間

クーリング・オフ期間には、契約書面受領日を含みます。
なお、契約書面にクーリング・オフができる旨の記載等がなければ、いつでもクーリング・オフができます。

(平成16年3月現在)

取引内容	期間
訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む。)	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
内職・モニター商法	20日間
特定継続的役務提供※ (エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間

※特定継続的役務提供については、販売形態を問わずにクーリング・オフができ、中途解約もできます。

契約解除通知

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇円
 販売会社名 株式会社〇〇〇 〇〇支店 担当者〇〇〇
 右記日付の契約は解除します。なお、支払済みの〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

氏名 住所

郵便はがき
□□□-□□□□

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇

株式会社〇〇〇 〇〇〇 代表者様

法定期間を過ぎた場合でもあきらめないで、すぐに市民生活センターへご相談を!

悪質商法に関するご相談は

市民生活センター Tel. (075)256-0800

〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角
アーバネックス御池ビル西館4階
(地下鉄烏丸御池駅3-1,3-2出口すぐ)

- 相談時間/午前9時~正午
午後1時~午後4時
- 休館日/土、日、祝日、年末年始



古紙配合率100%再生紙を使用しています。大豆油インクで印刷しています。



ひと・まち・ロマン 元気都市・京都
京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

京都市印刷物154288号
(平成16年4月発行)